静岡地方裁判所委員会(第43回)議事概要

第1 日時

令和元年11月28日(木)午前10時00分から午後零時まで

第2場所

静岡地方裁判所第一中会議室

第3 出席者

(委員)

荒田和寿,市川克次,伊東顕,伊藤みさ子,小長谷保,鈴木貴子,竹之内満, 丹沢哲郎,鳥羽山直樹,三角比呂(五十音順,敬称略)

(説明者)

静岡地方裁判所事務局総務課長 鳥 海 浩 二

司 会計課長 井 上 崇

(事務局)

静岡地方裁判所民事首席書記官,同刑事首席書記官,同事務局長,同総務課課長補佐,同総務課庶務係長

第4 議題

「裁判所における来庁者に対する防災対策」について

第5 議事

1 前回テーマの補足報告

荒田委員から前回テーマの「民事調停制度の積極的な活用を促すための方策について」に関し、静岡市葵区の市民相談における状況についての報告があった。

- 2 議題についての説明及び意見交換
 - (1) 説明者からの概要説明等

静岡地方裁判所事務局総務課長からテーマについて概要説明が行われ、各委員が避難誘導を体験した。

- (2) 質疑応答及び意見交換
 - (○:委員(裁判所委員を除く。) ●:裁判所委員 △:説明者)
 - 法廷にヘルメットが置いてあったが、傍聴人から見える場所にあると、傍 聴人がそこに取りに行くのではないか。富士支部では法廷にヘルメットがあ

るところを見た記憶がないが, 静岡県内における法廷のヘルメットの整備は どうなっているのか。

- △ 県内の各裁判所にヘルメットが備えられている。本庁では傍聴人から見える場所にあったが、法廷の状況等により、法廷の裏側に備えられている庁もあると思われる。いずれにしても、法廷に備えおくということで整備されている。
- 本日のように、見える場所に置いてあるところはいくつかあるのか。今日 のために出してあるということか。
- 視察した法廷は、日ごろから傍聴人から見える場所に整備されている。
- 東日本大震災のときに、当時は旧庁舎であった富士支部にちょうどいたが、 めまいがして気分が悪いなんて言っていたら、地震だと大騒ぎになった。
- 東日本大震災時に、仙台高裁に勤務しており、地震の際には8階建ての高裁と地裁の合同庁舎の8階にいた。ものすごい揺れで、防災訓練とかでよくある消防署の起震車に乗ったときのように揺れ、それが非常に長く続いた。当時は、庁舎の安全確認ができなかったため、職員・来庁者を含め全員直ちに庁舎外へ出て、庁舎の安全を確認するまでは中に入れないという対応を取った。避難誘導については、庁舎の状況に応じて、対応を変えなければいけないが、この庁舎は現在の耐震基準を満たしているので、むしろ外に出ているいろなものが倒れてくる状況よりも、庁舎内の方が安全だろうということで今の避難計画ができている。
- なぜ外に避難しないのかと思ったが、それで避難場所が1階ロビーという ことになっているのか。
- 東日本大震災の状況は、東北の地方銀行の人たちからいろいろな情報を得ている。銀行によって対応が変わっており、本部の指示を待っていたがために、津波にのまれて亡くなってしまったところもあるが、別の地銀は、こんな状況では本部からの指示を待つのではなく、支店長判断で避難し、災難を免れたところもあると聞いている。私の勤務先にも、支店が70いくつかあり、海に近い支店もあれば山に近い支店もある。本店もハザードマップの内にあり、津波の心配があるため、4階へ逃げて避難を待つという形になっている。少なくとも人命第一を優先するとすれば、本部サイド主導ではなく、

現場サイドの力、現場力がいかに発揮できるかが重要であると思う。

裁判所の組織図が分からないが、庁舎の中に何人いるのか、例えばトイレに行っている人がいたら、全部把握できるのか。私の勤務先では火元消化担当、避難誘導担当など、いくつかの役割を明確にしているが、これだけの広い建物で出入りが激しい中、来庁者の把握、隅の方に倒れている人の見回りとか、手遅れにならない対応が重要になるのではないか。

また、出入口のドアの開放について、揺れが収まったらという説明があったが、ドアが開かなくなり逃げ口が閉ざされるのがハイリスクなので、なるべく早く開けている。刑事裁判では身柄の関係もあり、すぐにはドアが開けられないこともあるということだが、ドアが開かなくなることが心配である。優先順位の問題はあると思うが、避難経路をオープンにし、逃げ口を確保することが必要ではないか。

- 私もドアをすぐに開けないところは、若干気になった。私は東日本大震災のとき、会議中で大学の5階の建物にいたのだが、出席者の中に地質学の専門の方がいて、最初の縦揺れが来たときすぐにドアを開けろと指示があり、ドアを開けてからみんなで隠れた。刑事事件の特殊性もあるので、タイミングが難しいと感じた。
- △ 各フロアの確認については、各フロアごとに役割は決まっており、身の安全の確認が終わった段階で、トイレも含めて来庁者の有無を確認することになっている。
- 今のお話を伺って思ったが、津波について怖い思いをされた方は、いの一番に逃げたいと思われるので、放送内容に、ここは標高何メートルというのを入れた方がいいのではないか。
- △ ハザードマップ上,ここには津波がこないことになっており,津波について,この場所は当然大丈夫という前提があった。貴重な御意見をありがとうございます。
- 沼津は危ないため、弁護士会では2階以上に避難しろという話になっている。
- 標高だけでなくて、大きな河川が近くにあると津波が来てしまう。私は東 日本大震災直後にいわきに法律相談に行ったが、離れている場所でも河川が

近くにあるので、全部津波の被害にやられていた。

- 情報の伝達がすごく大事で、震源地がどこって聞いて、遠いと大丈夫だな となるけれど、近かった場合にも、すぐそこですという放送をするのか。
- 情報が得られれば直ちにお伝えすることになると思われる。
- これは始まってからということになるが、地震予知情報への対応はどうな るのか。
- △ どのくらい前に予知情報が発表されるかということになると思うが、予知で一週間以内とか、3日以内とかであれば、それに基づいた対策を事前に検討できると思う。来庁を控えていただくとか、そういったことになると思われるが、具体的な対応は、その時の状況次第になると思われる。
- 台風のようにあらかじめ分かるもの、対応できるものは、令状当番等の対応を予め決めて、職員に被害がないようにとか、遠くから来る人は交通機関で来られなくなるので、近くから来る人に組み替えたりする。事前に分かればそれなりの対応というものを考えて計画しておくということはできる。
- 地震予知は難しい。本当に地震が来るかどうか分からない段階で、どこま で経済活動を止めることになるのか。
- 来庁者の中には、障害者や外国人が含まれることもありうるが、その対応 はどうするのか。
- △ 外国人への対応として、特別な対応は行っていないのが現状である。障害者に対しては、障害に応じた個別対応をすることになる。障害者への一般的な対応については職員研修をやっているが、どういった介助、お手伝いができるかということは、個別対応にならざるを得ない。それは通常時でも同様であるが、障害特性に応じた個別の対応をしているというのが現状である。
- 静岡大学の学生の避難訓練のときに、たまたま車いすの学生がいたが、学生たちは自分が避難することで必死になり、車いすの学生が置き去りにされてしまった例があった。どういう方が来庁するか分からないので、そういった方が取り残されないようにしないといけない。
- △ 防災訓練では、けが人が出た場合を想定したシナリオもあり、けが人をど うやって案内するかも訓練している。器具としては、イーバックチェアや担 架もある。

- 電源は全部落ちていることを想定しているのか。
- △ エレベーターは使用できないという前提で訓練を行っている。
- △ この庁舎には自家発電設備はあるものの、1週間とか1か月というところまでの備蓄はない。自家用発電機では、法廷であれ執務室であれ通常のように電気を使うことは想定されていない。照明については、自家用発電機が発動するまでは、数分程度ならバッテリーがついてるので小さな非常用ランプが点灯する。自家用発電機では大きな電源の確保はできないので、最小限度でやりくりすれば5日程度、うまくいっても1週間弱程度である。
- 消火訓練はやらないのか。
- △ 火災訓練は地震とは別に設けている。
- 我々は訓練は一括でやっている。AEDもそのとき,みんなでできるよう, 対応力,意識が深まるような形で訓練をやっている。
- △ 火災の時には消防署の方に御協力をいただいて、その年によっていろいろ な訓練をしている。
- どの事業所もそれなりの防災対策を取っていると思うが、実際にあったことから経験的に話をさせてもらうと、実は静岡市内の平地ではこの庁舎の付近が一番高台にあるため、ここは津波の危険はまずないと考えてよいと思われる。ここでの危険は、火災の危険性が一番高いと思われる。それと道路の陥没である。静岡市はもともと水の町と言われているくらいで、このあたりはみな河川である。北街道の下も全部河川で、あそこが陥没してしまうこともありえるので気を付けなければならない。ただ、大規模地震の場合には、静岡市では各地区支部が立ち上がり、ここでは葵小学校が避難拠点地になる。それから広域拠点地として駿府公園が指定されているので、そのどちらかへ行けば、基本的には町内の方が優先となるが、何かしらの情報や物資が得られることになる。

役所にはいろいろな方が来るため、障害を持った方も含め、地震があった ときだれがどのように対応するか各階で決めている。

東日本大震災のとき、私は役所の15階にいたが、すごく揺れた。そのとき、来庁者に対しては直ちに身を守るように言ったのだが、そのあとに誰が 誘導するか、その人に障害があるかどうかで対応は全く違ってくる。 実は今年4月に静岡庁舎の地下で火災があり、その時には全員を外へ避難 させたが、たまたま3か月程前に避難訓練を行った後だったので、比較的ス ムーズに来庁者を誘導することができた。

なお、その際に知的障害のある方がパニックになってしまい、その誘導・対応が非常に大変であった。車いすの方の誘導は一、二階の職員であれば、スロープ等を利用したりして誘導することができたが、知的障害、精神障害の方がパニックになり、なだめるのには三、四人必要だったというのが実際のところである。また、地下での火災は車両火災だったので、その車両近くにある物がみんな焼けてしまった。地震の時もそうなるかと思うが、関係ある方に自分の物がどうなったか確認することが必要になった。当日と翌週から1週間ぐらいかけて来てもらい、補償とか今後どうするかという話をした。地震直後はみんな避難してそんなことを言う余裕はないのかもしれないが、ある程度時間が経つとそういった話が出てくるかと思われる。そこをどのように対応するかということも考えないといけない。

それ以外のところでは、建物の中の対策は、毎年、国や県の機関から災害があった都度、次はこういうところを注意しなければならないという連絡が来るので、それに従って見直しをすればよいかと思う。

- けが人やいろんな状況、情報が本部に集中する形になるが、その間の連絡はトランシーバーなどを使うのか。
- △ 基本的には内線電話が使えるという前提であり、内線電話が使えないとき は、充電式の無線を使うことになる。
- 一時避難者は何日か避難するのか。
- △ まず1階に集まっていただいて状況を確認したうえで、そのまま避難所へ 行く人、裁判所にとどまりたいという人の振り分けをするというイメージで ある。
- 先ほど、電気は上手に使うと1週間ぐらいという説明があったが、避難者 用ではなく裁判所内での連絡等に使うという電気か。
- △ ほとんど、照明に使う電気である。基本的な想定として、この辺りは避難 所が比較的多いため、裁判所にとどまる方は少なく、ある程度の状況が分か るまでの1日程度とどまるという想定である。食料としてはある程度は用意

しているが、1週間とどまることまでは想定していない。

- 来庁者の方をチェックしているわけではないので、把握できない。それが 大変なことだと思う。
- △ そういった意味で、各フロアごとに他に人がいないかを確認して、1階で 集まって確認している。
- 学校では受付で名前を書いたりしているが、裁判所はそういうのがないの で本当に大変だと思う。
- △ 裁判所はどなたも自由に裁判傍聴をしていただけるところなので、出入り 自由なのが基本である。傍聴人の把握は困難な状況にある。
- 県庁においても消防計画として、防災対策を事前に計画として策定している。県の財務事務所で、十二、三年前に滞納者が火をつけるという事件があり、周りの職員がとっさの対応で安全を確保したが、地震に備えて役割分担を決めていても、先ほど話にあった現場力、防災知識を普段から職員全員が備えていないと、とっさの場合には対応できないのではないかと思う。煙を吸わないためにはどうしたらよいかとか、一般的な防災知識の取得を職員がしておかないと対応できないと思う。外国人や障害者の対応についても、近くにいる人が対応せざるを得ないので、想定としてどのようなことができるのかは普段から考えていく必要がある。
- そのような職員研修とかはやってるのか。
- △ 基本的には事件で来庁した方向けではあるが、一般的な窓口対応研修を行っている。ただ、災害に特化した対応の研修という意味ではやっていない。もっとも、障害者への配慮については裁判所としても考えなければいけない課題のため、障害に応じた個別対応が可能となる一般的な知識付与を行っている。実際に窓口にいらっしゃったときにどういった配慮が必要か、職員ができるだけ幅広く、知識を習得できるようにやっている。
- 静岡大学では、大規模地震を想定したWEB研修があって、全教職員が受講しないといけない。誰が受講したかチェックできるものである。規模が大きいと全員まとめて研修はできないので、そんなことも対応している。毎年やるたびにテストがあって、100点満点で80点を取らないと失格でもう一回研修に戻るというように、結構シビアにやっている。そういった活用を

すると改めて全職員を対象とした研修を開かなくてもできるかなと思う。

(3) 防災関係備品の説明

会計課長から,裁判所にある防災関係備品の説明があった。

3 次回テーマ

「裁判所における障害者配慮」について

4 次回期日

追って調整 (令和2年3月を予定)